倫理規程

制定 2018年10月1日

横浜サステナビリティ研究センター有限責任事業組合

(総則)

第1条 本倫理規程(以下「本規程」という。)は、横浜サステナビリティ研究センター有限責任事業組合(以下「当センター」という。)において遵守すべき倫理規準について定める。

(適用)

第2条 本規程は、当センターの組織内にあって直接、間接に当センターの指揮・監督を 受ける全ての者(組合員、アルバイト、派遣労働者等。以下「組合員等」という。) に適用する。

(基本的態度)

第3条 組合員等は、当センターの組合員等であることを常に自覚し、清廉潔白な態度で 業務を遂行しなければならない。信用を害する行為、不名誉となるような行為を してはならない。

(守秘義務)

第4条 当センターの組合員等は、開示が認められる又は法的に義務付けられる場合を除き、顧客情報を含む職務上知り得た情報その他当センターに関する情報を機密として保護しなければならない。

(組合資産の保護と適切な利用)

第5条 当センターの資産は適切な目的にのみ利用されなければならない。そして、組合 員等は、当センターの資産を保護し、これを有効に利用しなければならない。

(記録保持)

第6条 当センターの組合員等は、一般に公正妥当と認められる方法を用いて業務及び財務に関する書類等を正しく作成し、所定の期間保存しなければならない。また、 虚偽の書類作成や意図的な関係書類の隠匿又は破棄は厳に行ってはならない。

(環境問題への取組)

第7条 当センターは、環境保護に対する責任を常に意識し、環境問題に積極的に取組む ものとする。

(社会貢献)

第8条 当センターは、企業市民の一員として、社会の様々な活動に積極的に参加し、貢献していくものとする。

(人権の尊重)

第9条 当センターは、人権を尊重し、国籍、民族、性別、年齢、人種、宗教、信条、社会的障害、障害の有無を理由とする差別やハラスメントを一切行わないものとする。

(職場環境)

第10条 当センターは、平等な雇用機会を確保し、組合員等に対して健全で働きやすい職 場環境を維持するものとする。

(事情説明)

第11条 当センターの組合員等がこの規程に違反する行為を行った時は、または違反する 行為を行っているという疑惑が発生した時は、組合員等は、組合総会に対し事 実を説明しなければならない。

(懲戒)

第12条 本規程に違反した組合員等は、組合総会で懲戒処分に付すると裁定された場合に は、組合契約書第10条により除名処分する。

附 則

第1条 本規程は、2018年10月1日から施行する。

以上